

家裁委員会議事概要

1 日時 平成25年10月3日（木）14：00～16：00

2 場所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 安藤裕子、木村生治、後藤弘子、佐野正利、篠塚 泉、
篠原朋子、高梨園子、原 啓、村上典子、渡邊徳昭
(五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

駒谷孝雄家事部部総括裁判官、秋山譲首席家庭裁判所調査官、今村彰家事首席書記官、長瀬光信少年首席書記官、葛西法子次席書記官、山田英治主任家庭裁判所調査官、渡邊直樹事務局長、坂本正則総務課長

4 テーマ

家事事件手続法施行後の状況について

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会の開催に当たり、安藤裕子千葉家庭裁判所長からあいさつがあった。

(2) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（渡邊委員、安藤委員）について、坂本総務課長から紹介された。

(3) 委員長の選出

原委員長代理を議長として、新委員長の選出が行われ、安藤裕子が全会一致で委員長に選出された。

(4) テーマ

ア テーマについて

委員長から、テーマの設定について説明があった。

イ 家事事件手続法施行後の状況について

家事事件手続法の下での調停手続の運営について、駒谷孝雄
家事部部総括裁判官から説明があり、その後、離婚調停における
子どもとの面会交流の取扱いについて、山田英治主任家庭裁判所
調査官から説明があった。

ウ 主な協議（■委員長、●委員、▲オブザーバー）

■ 委員長

家事事件手続法の施行の前後で、調停に対するイメージが変わった
という感想はございますか。

● 委員

家事事件手続法によって、運用ルールの明確化による紛争解決機能
が強化されているという説明でしたが、それによる場合、良い面と悪い面
とがあると思います。調停委員をしている経験から、調停というのは
話し合いで解決していくというやり方であると思いますが、ルール
化によって対立構造がより明確になるという印象があります。

つまり、話し合いで問題の着地点を見出すというよりは、後は裁
判でやりますのでという人もいますし、話し合いで解決しようというよ
りは、自分の主張を言ってみるという面が強くなっている気がします。
昔ながらの話し合いで解決していくという面が損なわれる結果にな
るのではないかと若干危惧しています。

■ 委員長

ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがですか。

● 委員

改正がどうだったのか、その前後は分かりませんが、例えば面会交流のパンフレットを見て、離婚の場合ですと、子供は子供なりにショックを受けており、子供のケアは大事なことだと思います。裁判所のパンフレットには、その点がとても丁寧に書かれており、良いことだと思います。

▲オブザーバー

御指摘のとおり、離婚の問題において、子供のケアは重要であると考えております。裁判所としては、ひとつのツールとして目に見える形で用意し、それを読んでもらって、考えてもらうことが大事だと考えています。

■委員長

民法の改正が昨年あって、子供の視点を取り入れようとか、子供の親権について柔軟な考え方を持とうということが背景にあります。
ほかに御感想などはございませんか。

●委員

前回の家裁委員会では松戸支部の新庁舎を見学させていただいたのですが、見学する前のイメージとして、暗いところで調停などを行っているのかなと思っていましたが、施設面だけではなく、パンフレットなどにも、プライバシーの問題を抱えて来庁される方に対するきめ細かなフォローがされていると関心しました。

■委員長

ありがとうございます。

ところで、家事事件手続法ができる前には、どのような問題があつたのでしょうか。

▲オブザーバー

家事事件手続法では審判手続に関しては強い規制が加えられました。

他方、調停ではほとんど規制は加えられていません。ただ、新法が透明な手続で手続保障をした上で、当事者に納得性の高い手続の運営をしていくという方針を明確に立てていますので、その趣旨に沿って調停手続の運営もやろうということになっています。

● 委員

法が予定している人間像というか、例えば刑事事件で言えば、裁判員裁判で国民が司法へ参画しておりますが、これは一個の人間が個人として裁判に参加して自分で判断できるという人間像をイメージしておりますが、それでは、家事事件はどうであろうかと感じました。

■ 委員長

家事事件で当事者の主張が強くなっているという傾向、国民の権利意識なり、調停での解決の求め方の意識に変化が生じてきているということは、調停委員の方は感じられていますでしょうか。権利をしつかり述べるとか、相手の言い分を聞いて反論して、また一緒に考えていこうという姿勢が強くなってきた傾向はあるのでしょうか。

● 委員

そうですね。大きく急に変わった感じはしませんが、昔は裁判所という場を考えて多少は遠慮気味だったのが、今は遠慮なく主張したいことを主張する印象を受けます。そういう意味では、権利意識が強くなったということは言えると思います。

■ 委員長

少し前までは、裁判所や調停委員会がこのあたりでの解決でどうでしょうかと、そうですねと話が解決に向かってうまく進んでいくというケースが多かったのが、最近ではそういうことがなかなか難しくなったのでしょうか。

● 委員

そうですね。調停と裁判とをある程度使い分けている感じがします。調停では応じないけれど、裁判では仕方がないから従うとか。調停委員としては何とか調停の段階で円満に解決したいと思っていますが、調停の段階ではなかなか自説を曲げないケースが多い感じがします。

■委員長

すると、調停の良さを活かしつつ、当事者のニーズを調和させながら、調停運営をやっていかなければならないということですかね。

●委員

先ほど話があった調停の運営の在り方については、一般的には裁判官が中心と思っておりましたが、実際には調停委員のウェイトも大きいと感じました。価値観が多様化した複雑な社会においては、調停委員の方をどのように選ぶのか、また、調停委員同士でも意見が分かれることもあるだろうし、調停委員の任務の重さは大きいと思いました。裁判所では、調停委員を引き受けてくれる方の人選にも苦労されて、大変だろうなと感じました。

●委員

調停委員は、それぞれの立場で適切な方向付けをされているのだろうと思っています。調停委員へのコーチングというか導かれる具体的な実地訓練はどのくらいされているのでしょうか。

▲オブザーバー

調停委員は民間からかなり応募していただいて、裁判所では資質や能力などについて、面接して相当であると思われる方を最高裁に上申し、最高裁で任命されます。調停委員の方は非常勤の裁判所職員の身分で、実際には40歳以上70歳未満というのがひとつの中件となっています。調停委員として任命されると、初めて調停委員になられる方のために研修を行っています。今年ですと、4月1日と10月1日

で任命される方がおりまして、10月1日付けで任命された方に対する研修は、間もなく行われる予定です。実際には、調停の進め方、調停の場での話し方、基本的な態度、そして、基礎的な法律について研修します。さらに、ベテランの調停委員の方々が実際に調停をやっているところに研修員という立場で実際に参加してもらい、実地に見ていただくということもやっています。そのほかに、調停委員として経験された後にも様々な研修があって、実務上の諸問題やケース研究をしていますし、さらに、調停委員だけで自主的な研鑽も行っております。

● 委員

調停委員の選考では、筆記試験はやらないのですか。

▲ オブザーバー

補足しますと、まずは作文も書いていただいて、その後に面接を行っています。

● 委員

新任の調停委員を加えた、3人調停はやっていないのですか。

▲ オブザーバー

調停委員は2人以上ということになっていますが、3人の調停委員を付けるときには、その必要性があつて付けるべきですし、調停委員の研修のために3人の調停委員でやるということは、問題があると考えています。新任の調停委員の方には、いついつこういう調停がありますというお知らせをして、調停委員としてではなく研修という形で見ていただけた機会を何度も設けております。実際の効果としては同じであると考えております。

● 委員

実際調停委員として調停事件を担当すると、いろいろな調停委員と

組むので、問い合わせの仕方、話の進め方、例えば、男女で組んでいますと、男性の調停委員からは「私も妻がいますが」などと切り出してもらったりなどの工夫もあったり、担当する調停委員は1人ではないので、たいへん勉強になると感じます。

● 委員

そのほか、調停委員同士で勉強会を毎月1回開催したり、それとは別個に自由に意見交換できる場も毎月1回設けていて、それぞれのスキルアップに役立っています。

■ 委員長

調停委員会は調停委員2人と裁判官1人の3人が1組のチームとしてやるということですので、裁判官は法的な見解を示すとか、今後の手続の見通しを示す役割があり、調停委員の2人は社会経験が豊富で健全な良識を持っていて、両方の良いところがうまく合致して調停委員会で調停を行うというのが、るべき姿です。先ほど、最近では法的な主張が強く出てきたという時には、裁判官が前に出て調整を果たすのかと思います。それから、3人の有機的な関係をもっと柔軟に考えていくべきというのが、先ほど説明のあった家事法の理念なのかなと思います。今、調停委員に興味を示されていらっしゃいますので、調停委員の確保、特に、女性調停委員を確保するためにはどうしたらよいのか、裁判所では悩んでいるところですが、せっかくの機会ですので、是非知恵を拝借したいと思います。何か御提案はありませんか。

● 委員

補足しますと、本庁の実情としては、調停委員が113人で、男女の比率は6対4ぐらいで、男性が多いです。

● 委員

求められるレベルの面で申し上げますと、以前は事実関係を曖昧に

していて解決の道を探っていたのが、最近では、裁判になったときの落としどころを探しているように思えます。ということは、調停委員の方も裁判になった場合の落としどころも念頭に置かなければならず、求められるレベルが上がっていると思います。例えば、東京では、調停の最初の段階で当事者2人を会わせて、宿題を2人が同席のもとで与えるなどアグレッシブにやっています。

● 委員

調停委員のより良い人材確保対策として、候補者のための塾のような、その中から適した人材を見つけるという方法が効率がいいのではないかでしょうか。優秀な人材を確保することにより、適切な早期解決により調停の回数も減り、手当などの経費も削減でき、効率的ではないかと思います。

■ 委員長

裁判所としても時代の要請に応える形で様々な取組をしているところですが、委員の皆様からは、より利用しやすい調停、あるいは充実した調停に向けて何か御意見はありますか。

● 委員

利用者は裁判所に来る前にいろいろと情報を調べてきます。調べているサイトが適切なものなのかどうかが分かりません。そこで、最高裁で持っているサイトをもっと取つきやすいサイトにして、十分な情報が得られるように情報をアップすれば、必ずそこを閲覧するようになると思います。ただ、裁判所ごとに特別なサイトを持つわけにはいかないですしね。検察庁は、地検ごとに検事のブログなどを載せておりますよね。

● 委員

各地検でサイトを持っていまして、若手検事のブログなどを工夫し

て載せています。

■ 委員長

なかなか個別具体的には制約があって、難しいのですかね。

● 委員

誤解なくきちんと伝わるように、また、取つきやすくする工夫も必要ではないかと思います。

■ 委員長

調停制度というのは、一般的に、利用したい方に認知がされているのでしょうか。また、裁判所に行ってみようかという思いにさせているのでしょうか。マスコミの関係の皆さんいかが思われますか。

● 委員

そこに至った方であれば、そうだと思われますが、一般の方々がそこまでの理解をしているのかどうかは分かりません。

● 委員

「調停」という言葉自体は家裁に結びついていますが、もしかすると分からぬのかも知れません。

■ 委員長

以前の家事審判法や今の家事事件手続法の仕組みが違ったとかなどのレベルまでは、きちんと説明を受けないと分からないと思われますか。

● 委員

そうですね。変わったことは分からないと思います。むしろ、一般の人たちは、今どうなっているのかという点に興味があると思われます。

● 委員

裁判をテーマにしたTV番組はありますが、調停を題材にしたドラ

マはどうでしょうか。今後、広報で検討されてはいかがですか。

●委員

最高裁のサイトの中に千葉の裁判所のサイトがある構造なので、突出して充実させるのはどうでしょうか。現状では、どの裁判所も同じ項目しかないですが、もう少し工夫できないのかなと思います。

■委員長

調停そのものとか、いろんな意味で、広報も更に充実させて、来院される方にどのように対応するのか、各方面で工夫する余地があるということでしょうか。

▲オブザーバー

広報行事で模擬調停をやって、報道してもらうというのはどうでしょうか。

●委員

東京ですと、模擬審判をやって新聞に取り上げられました。模擬調停というのは、あまり聞かないですね。

●委員

子供に模擬調停をして頂く企画はいかがでしょうか。子供の目線での体験から、理解度や関心度を高める効果に役立つのではないかと思われますが。

■委員長

家事事件の場合、なかなかテーマとして取り上げにくいでしょうか。

●委員

税の関係では、学校で、租税教室が行われておりますが、今後、社会勉強の一環として教育の中に取り込んではどうでしょうか。

●委員

裁判というのは、国民の方は司法制度のスタイルとして比較的分か

っていると思いますが、調停や審判という制度が司法制度のシステムの中でどこに位置するのか、調停に向かって、さらに審判があり、不服があつたら訴訟に行くんだということや、その違いがどこなのかといふことも理解してもらわなければならぬと思います。ひとつの説明として、家庭内の事であれば、調停や審判があるよ、弁護士さんに頼みにくくことでも、弁護士さんを頼まなくとも、お金を掛けずに済むよという話をすることがあります。という意味では弁護士さんを除外したところでの司法システムだとも言えます。ただ、今日指しているのは、そういうものとは違っていて、弁護士さんも中に積極的に引っ張り込んで、法的な知識を得ながら解決のツールとして利用するひとつのツールになっています。そうだとすると、その中で調停にはどのような面で利用しやすさがあり、どこがどう違うのかということをもっと説明しなければ、調停だけを説明するというよりは、どういうような段階でどのような利点があるのか、最終的にはどうなのかということを説明しなければ、分かりにくいと思われます。

● 委員

例えば、離婚を考えているあなたへというような目線で、情報発信すると分かりやすくなると思います。そうすれば、手続のプロセスも自ずと理解されるのではないかでしょうか。

● 委員

調停のメリットの点ですが、離婚の争いで子供がいる場合は、親権が大きな争いになるので、面会交流が離婚のひとつの要になります。裁判手続では面会交流で会わせることができないので、そこに調停のメリットがあると思います。

■ 委員長

有意義な御意見や御感想ありがとうございました。今後も皆様の御

意見をいただきて、よりよい家庭裁判所を目指していきたいと思いま
す。

6 次回のテーマ等

次回は、平成26年2月ころに、少年事件における教育的措置をテ
ーマとして取り上げることとなった。

以 上